

申 入 書

原子力技術研究会

原子力技術研究会は、これまで、現在の原子力開発のかかえる技術上の諸問題を、関連する諸分野の研究者の責任として受けとめ、原子力開発の危険性を憂慮する各地の住民の疑問と不安に答えることを念頭におきながら研究してきました。スリーマイル島原子力発電所事故（TMI事故）に関しても、種々検討を重ね、その結果の一部をすでに公表してきましたが、今後もTMI事故の技術的・社会的な解明がなされることを切望すると同時に、その一端をになうつもりでいます。

学会会議と原子力安全委員会は共同で、きたる11月26日に、「学術シンポジウム」と称することで、各地の住民はじめ、非「専門家」の一般人を排除したうえで、「TMI事故が提起した諸問題」を討議しようとしています。私たちは以下の理由で、今回のシンポジウムに反対し、その開催の中止を要求します。

1. これまで各地の住民は、原子力行政側が情報の秘匿と独占をはかるといふ困難な状況にもかかわらず、原子力発電の危険性についての諸問題を提起してきました。TMI事故によって、二次給水系の停止による炉心溶融の危険が現実化しましたが、この危険を公開の場で訴え続けてきたのも、「専門家」ではなく、行政訴訟を提起した伊方の住民であったことは周知の事実となっています。

これに反し、論争を避け、非学術的な対応しかしてこなかったのは、まさに、原子力安全委員会も含めた原子力行政側でした。行政側は伊方訴訟の法廷で、TMI事故のような原子炉事故は「想定不適當」であるとして、住民の問題提起を嘲笑しました。さらに、TMI事故発生後も、まだその実態が何一つ明らかでない時点で、原子力安全委員会は早々と「安全宣言」を出し、「原子力安全宣伝委員会」と世論の批判をあびたことは、まだ記憶に新しいところです。

一方、学会会議は、各地の住民が長年にわたって提起し続けてきた諸問題について、まともな学術的な検討を何一つやってきませんでした。TMI事故に関しても、独自に何らかの調査・研究を行ったということを、私たちは聞いていません。

それにもかかわらず、学会会議と原子力安全委員会は一体となって、こともあろうに、問題提起者である各地の住民を排除し、自らも原子力研究・開発の原則であるとしてきた、「自主・民主・公開」の三原則をふみにじってまで、シンポジウムを強行しようとしているのです。「学術シンポジウム」という名を付けることによって、国民のためにこそ意義のある三原則を、政治的妥協の故に葬り去るやり方は、まさに権力者の独善といわねばなりません。

2. 学術的な討論を行うためには、十分な時間と参加者の自由な発言とを保証することが不可欠なことはいうまでもありません。ところが今回のシンポジウムにあてられた時間はわずか1日であるうえに、発表される報告や見解の内容も事前に公表されていません。したがってシンポジウムの実質的参加者は、不明な基準で選ばれた6名のパネラーだけとなっています。発言の許されない500名の参加者は、その名に値しない「参観者」にすぎないのです。

さらに、これまでに発表されているパネラーは、いずれも、原子力発電の熱心な推進者、あるいは、条件付き賛成者と呼ばれてきた人たちだけで、原子力開発そのものに批判的な見解を表明してきた人たちは全く含まれていないのです。

したがって、今回のシンポジウムでは、おざなりで、一方に偏した意見の開陳しか期待できず、およそ「学術シンポジウム」の名に値しないものとなるでしょう。これでは、各地の住民が案じているように、TMI事故に関する論争を「専門家」の間に限定することで世論を沈静化させ、これまで通りに原子力開発を推進しようとする勢力に加担する、きわめて「政治的」なシンポジウムとなることも必定だと私たちは考えています。

現在、学術会議や原子力安全委員会がやらねばならないことは、名ばかりの学術的な討論ではなく、原子力開発に鋭い関心を持っている各地の住民はじめ国民各層に広く開かれた場で、原子力の選択をめぐる、多面的で深く掘り下げた討論を保障することだと、私たちは考えています。私たちも、そうした討論に積極的に参加する用意のあることを表明します。

あなたがたが、今回のシンポジウムを強行するといった、はしたないことをされないうよう強く申し入れ致します。

1979年11月7日

以下は11月7日現在で賛同署名した会員氏名です。

市川定夫、海老沢徹、萩野晃也、大野 淳、川野真治
岸 洋介、久米三四郎、小出裕章、小林圭二、佐藤 進
柴田俊忍、瀬尾 健、槌田 劭、星野芳郎

なお原子力技術研究会の連絡先は下記です。

〒560 豊中市待兼山町1-1

大阪大学理学部

久米 三四郎

伊方原発訴訟の経過とその問題点

藤 田 一 良

1. はじめに

伊方訴訟が、35名の住民を原告として、列島改造論をぶち上げてまだ意気盛んであった当時の内閣総理大臣田中角栄を被告として、松山地方裁判所に提起されたのは、1973年8月27日のことであった。この訴訟の正式の名称は、「四国電力伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件」という長い名前である。

原子力発電所を建設しようとする者は、あらかじめその原子炉の設置について内閣総理大臣の許可を得なければならず、原告らはその設置許可処分取消の判決を裁判所に求めたのである。

内閣総理大臣は、電力会社から許可申請があると、原子炉の安全性について原子力委員会の意見をあらかじめきき、これを尊重しなければならない。原子力委員会は内閣総理大臣の諮問があると、いわゆる原子炉の安全審査をすることになる。これは原子炉安全審査会がおこなうことになっているが、実際は審査会のメンバーの一部が当該原子炉の審査についての部会を形成し、その部会が審査を担当する。伊方の担当部会は第86部会であり、その構成員の氏名はつぎのとおりであった。

高島洋一(東京工大)、安藤良夫(東京大)、大崎順彦(東京大)、木村耕三(気象庁)、左合正雄(東京都立大)、村主進(原研)、浜田達二(理科学研)、三島良績(東京大)、宮永一郎(原研)

また、部会はその審査について調査を必要と判断した事項について、調査員に委嘱して調査にあたらせるが、その委嘱を受けて調査にあたった者の氏名は、

伊藤直次(原研)、藤村理人(原研)、福田整司(原研)、垣見俊弘(地質調査所)、松田時彦(東京大)であった。

内閣総理大臣の許可は、「原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質(使用済燃料を含む)、核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物質を含む)、又は原子炉による災害防止上支障がないものであること」という条件に適合している場合にのみなされるという許可の基準が定められているが、伊方原子炉設置許可処分はこのいずれの基準をも満たしていない危険きわまりないのであること、また、その安全審査の手続が申請者である四国電力の資料をそのまま鵜呑みにするだけで、その期間もわずか6ヶ月であり、形式的な公聴会さえ開かず住民の同意を得ていないという実質的な審査の欠如やその手続の違法性、などを原告は許可処分取消を求める理由として裁判所に訴えたのである。

2. 伊方原子力発電所の危険性

原告が主張した伊方原子力発電所の危険性の具体的問題点は、原告第12、第13準備書面などに詳しく述べられているが、ここでは紙面の制約上、以下のとおりその項目の主要なものだけしか列記できないのは残念である。

1. 平常運転時における放射性排出物による危険性。
2. 原子炉燃料の事故時・平常時における危険。
3. 作動しない緊急炉心冷却装置(ECCS)。
4. 蒸気発生器細管の欠陥と事故の危険性。
5. 原子炉圧力容器および一次冷却系配管の欠陥

とその危険性。

6. 伊方原子炉の事故における災害評価の誤まり。
7. 固体廃棄物、使用済燃料、およびその再処理についての審査の欠如とその危険性。
8. 温排水に関する審査の欠落。
9. 立地選定の誤まりと地震による事故の危険性。

電気出力 56 万 kW の伊方原子力発電所の原子炉はウエスチングハウス社製の加圧水型であるので、わが国の他の同型発電所とその危険性についての問題点を共有し、沸騰水型のそれとも、ほとんどの危険性を共有することはいうまでもない。原告らがこれらの問題点を裁判所に審理させることは、とりもなおさず、住民や国民から陰蔽されてきた安全審査を公開の場でやり直させるということにほかならないのである。

原子力発電所は、平常運転時にも、気体、液体の放射性物質を絶えず排出して住民の生命や健康を蝕み、環境を汚染する。ガンや遺伝的障害のいわゆる晩発性障害にはどのような微量の放射線も有害であり、しきい値が存在しないことは今日では確定した知見である。また工学的にも欠陥だらけで、とうてい実用段階といえるものでないことは、故障ばかりで利用率が低下の一途をたどっている現状がはっきりとこれを示している。しかも、原告らの計算によると、大事故が発生し、格納容器が破壊されたときには 3 億 5 千万キュリーもの放射能が僅か 30 分以内で環境に放出され、急性の死者は 6 km 以内で 100%、7.3 km 地点で 50%、9.5 km 地点で 5% と見積られる。また、10 km 地点の人は 100% が病気になり、13 km 地点の人でも 50% が発病することになる。

実際の地勢にこの数値をあてはめて計算してみると、放射能煙霧が、まっすぐ八幡浜市に向った場合が死者がもっとも多く、およそ 4 千人は短時間内に死亡し、また松山市に向った場合でも 2,500 人が死亡することになる。このほかにも多数のガンや白血病や遺伝的障害を発生させることはいうまでもない。そしてこの数字もきわめて控え目に計算してのことである。また物的被害は、さらに莫大で、たとえば地面汚染濃度が、1 平方メートル当たり 100 マイクロキュリーの地域の住民は退避

しなければならないと仮定すると、退避すべき距離は原子炉から実に 250 km にも達し、広汎な地域の生活は確実に破壊される。

しかしさらに根本的に、原子力発電所の原子炉が産み出す膨大な量の死の灰やプルトニウム等の放射性物質の危険性に着目すれば、その技術的欠陥や立地選定の誤まり、審査手続の違法性を問題とするまでもなく、その建設自体が本来許されるべきものでないと原告らは確信している。伊方原子力発電所を一年間運転すると、21 億キュリーにおよぶ途方もない量の放射能が炉内に蓄積される。これらの放射性物質から放出される放射線は人が短時間に多量に被曝した場合は、確実に死亡する急性放射線障害、少量の場合でもガンや白血病遺伝的障害などの晩発性障害を与える。しかも、晩発性障害については、どのような少量の被曝も人体にとって有害であることが明らかとなっているのである。現在の医学が急性、晩発性の障害についての的確な治療方法を知らないことは周知のとおりであるが、その障害の原因である放射線を放出する能力を放射性物質から奪うことはできず、人はそれが自然に消滅するのをただひたすら待っているだけなのである。

さて、原子力発電所の原子炉のなかで造り出される各種の放射性物質の一つであるプルトニウムだけをとり上げても、伊方炉を一年運転するだけで約 150 kg が造り出されることになる。日本全体で考えると、政府や電力会社の計画どおり事態が進行すれば 1985 年には約 4 万 kg が日本国内に累積されることになる。いうまでもなく、プルトニウムはその名がギリシャ神話の冥界の王プルトーンに由来するように、人類がかつて経験したことがない猛毒の物質である。軽水型原子炉でもっとも多く生成されるプルトニウム族の代表であるプルトニウム 239 は半減期が 2 万 4 千年であり、国際放射線防護委員会 (ICRP) の勧告によっても、人の肺に対する許容量は僅かに 1 億分の 3 g と定められている。伊方原子力発電所の一年の運転によって産出される約 150 kg の量は実に 5 兆人分のそれに相当し、原子力発電所がとてつもない超毒物の大量製造工場であることは疑問の余地がな

い。原子力委員会の策定にかかる原子力開発長期計画どおりの事態がそのまま進行すれば、1985年にはわが国で蓄積されるプルトニウム239の総量は実に3万9千kgに達する。そして全世界的規模でこれを考えると、現在進行中の各国での原子力発電所の建設は、とうてい正気の沙汰とは思えない。しかもタンプリン、コ克蘭等の警告によれば、国際放射線防護委員会の上述の基準ではまだ極めて危険であり、これをさらに11万5千分の1に引き下げなければならないというのであるから、その危険性の大きさには表現の言葉もない。

またそれにしても、その猛毒の半減期が2万4千年とは恐るべきことである。一たん造り出したプルトニウムは、数十万年という長期間、人や生物の生存環境から隔離して安全に保管されなければならないが、誰がこれに責任を持つことができるのであろうか。原子力発電所の建設を推進しようとする者たちは、空しい経済的繁栄のための、つなぎのエネルギーと称して、このように大量かつ長寿命の超毒物を、人工的に造り出すことに平気でいられるのであろうか。原子力発電所は、しばしば悪魔メフィストフェレスに良心を売り渡し、永遠の青春を得ようとしたファウストの取引になぞらえられるが、それが人類に決して永遠の青春を保証するものではなく、かえってその生存と両立しないものであることは明らかであり、誰もこのような破滅的取引を悪魔と結ぶ権利を推進者たちに与えたことはないのである。

このように原子力発電所の運転によって産出される死の灰や核分裂生成物質の危険性を直視するならば、原子力発電所のように大工業的規模で人類がこれまで取扱ったことがない超毒物を大量につくり出すこと自体が、その個々の技術的欠陥を云々するまでもなく、個人の尊重や生存権の保障を謳った憲法13条、25条等に違反するのである。また、プルトニウムの産出は容易に核兵器の製造に直結するので、潜在的戦力の保有までも禁止した憲法9条にも違反する。

自主、民主、公開の三原則が原子力基本法で謳われているが、そこでいう「平和利用」がこのよ

うに危険で管理不能の放射性物質を多量に造り出す原子力発電所の設置を許容するものであるかぎり、それ以下の一連の法規も含め、すべて憲法違反と断ぜざるを得ず、したがってこれらの違憲、無効の法規を根拠とする伊方原子炉の設置許可処分は無効といわなければならない。

3. 伊方訴訟の審理

伊方訴訟の審理は1973年12月20日を第1回として1977年10月27日まで合計36回の審理がおこなわれ、その間2回にわたって現場検証がなされ、原告、被告双方から申請した合計21名の証人、鑑定人および5人の原告本人の尋問がなされた。その証人や原告の氏名およびその証言内容はつぎのとおりである。

原告側

1. 藤本陽一(早大)原子力発電所の危険性と発生する大事故。
2. 柴田俊忍(京大)原子炉压力容器の欠陥。
3. 海老沢徹(京大)緊急炉心冷却装置(ECCS)は有効に作動しない。
4. 川野慎治(京大)蒸気発生器細管事故の重大性。
5. 佐藤進(京大)蒸気発生器細管の本質的欠陥。
6. 市川定夫(京大)平常時被曝の危険性、とくに晩発性障害と微量放射線との関係。
7. 荻野晃也(京大)地震や地盤からみた立地選定の誤まり。
8. 樋田 劭(京大)燃料棒の本質的欠陥。
9. 久米三四郎(阪大)原子力発電所の本質的危険性。
10. 星野芳郎 技術論的、経済的視点からみた原子力発電の問題点。
11. 大野 淳(東京水産大)温排水による環境破壊。
12. 生越 忠(和光大)地質、地盤の劣悪性。
13. 原告本人 広野房一、井上常久、川口寛之、矢野浜吉、佐伯森武。

被告側

1. 内田秀雄(東大)原子炉の一般的安全性。
2. 村主 進(原研)ECCSの信頼性。
3. 黒川良康(動燃)放射線防護の考え方。
4. 三島良績(東大)原子炉燃料の健全性。
5. 宮永一郎(原研)放射性物質管理と被曝評価。

6. 垣見俊弘(地質調)地質的にみた立地条件.
7. 木村敏雄(東大)地質地盤の健全性.
8. 大崎順彦(東大)耐震設計の妥当性.
9. 児玉勝臣(科技厅)伊方原子炉の審査手続.

これらの証人調べを通じて、原子力発電所の危険性が明らかにされ、また、伊方原子炉の「安全審査」なるものが、四国電力が提出した資料をそのまま鵜呑みにするだけのものであり、学界の権威者を無花果の葉にして、はじめから原子力発電所の危険性を住民に隠すために仕組まれた茶番劇でしかなかったことが明らかになり、国民からとり上げた多額の税金や電気料金を費消してくり上げられたキャンペーンとはうらはらに、このような「権威者」の保証書によって進められる原子力開発のおそろしさが、はっきりと浮き彫りにされた。

原告側申請の各証人は、いずれも、それぞれの専門的知見にもとづいて、各方面から伊方原子力発電所の危険性を明快に証言した。原告側証人の理路整然とした証言に対して、被告代理人はつけ入る隙がなく、なんら有効な反対尋問をなす余地がなく、予定された尋問時間を消化することに汲々とする有様であった。

これと対照的に被告側証人のほとんどは、原告代理の反対尋問で主尋問で述べた証言の矛盾を追及されると返答に窮し、論理のとおらないことを述べるか沈黙の中にとじこもって、ただ尋問時間が終ることだけが頼りという有様で、その専門的権威の空しい実像が曝き出された。

被告側証人は、実証されていないこと、未解決なこと、解決困難、あるいは不能なことを無視して、原子力発電所は安全であると平気でいうことができる人々であった。その専門分野に属する初歩的知識についての質問にさえ答えられない「専門家」が国側証人として堂々と登場し、これをつぶさに見聞した原告や傍聴人たちが、これらの人々を軽べつし、国や電力会社などの原子力開発の実態に、あらためて怒りと不信感を強めたのも当然のことと云わなければならない。

たとえば、安全審査会長である内田秀雄証人は、

伊方原子力発電所から恒常的に排出される気体中に含まれる放射性物質の拡散について、平地でしか適用できないパスキル式を用いて計算され、安全評価がなされていることに関連して、原告代理人の現地で拡散実験をやるべきでなかったかとの質問に対し、現地実験は「たとえば発電所の前にすぐ山があるとか、家があるとか拡散を妨げるといようなものがあったときにこれを修正する手法としては(現地実験は)必要であるが」と答えた。原告代理人から、「伊方発電所のすぐうしろは山ですね」と内田証人の証言によっても現地実験をしなかったことが誤りである、と指摘されると、「現在そこがどうなっているか知りません」と答える始末であった。「安全審査」は、現地の地形や気象などの具体的条件をふまえてしなければならないことはいうまでもないが、内田証人がした「安全審査」にとっては、ただ「安全」の結論を出すことだけがすべてであって、住民の生命や健康にかかわる立地の具体的状況などはどうでもよいことと考えているだろうことが端的に露見されてしまった。

また村主進証人は、原子力発電所の安全確保の命綱ともいうべき非常用緊急炉心冷却装置(ECCS)の実証性について、原研のローザⅡの実験の成果を自慢げに引用し、「この結果を伊方発電所に適用しますと、このような形式のPWR(加圧水型原子炉)のECCSは、有効に働くことが言えると思います」とあたかも、ローザⅡの実験によってその実証性が確認されたかのように主尋問で証言したが、反対尋問において、この実験を現実に担当した原研職員の学会報告をつきつけられると、たちまち行き詰り、ローザⅡの実験が、まだその目的を達する段階まで行っていないことを白状させられてしまった。

ECCSは、これまでのアメリカのロフト実験などによって有効に作動しないことが確認されておりこそすれ、有効に作動する保証は何一つないことは世界公知の事実であって、村主証人は主尋問のときに意図的に嘘をついたというほかはない。余りの不勉強ぶりを原告代理人から指摘されると、「私、1日24時間しかなくて1年365日……」と、

わけのわからない言い逃れを並べる始末であった。

三島良績証人は、核燃料についてわが国最高の権威者というふれこみであったが、危険な大事故に直結する燃料棒の曲り対策について、ボトムオフ(上げ底)が有効であると証言し、「日本で燃料というのは、そのときからあと作る場合は、一応全部底が上げてございますが、上げましたら、曲りの発生率はがぜん減りました」と述べた。

しかし、実際はこのような対策を講じたのちも、曲り事故の発生を抑えることに成功していないのみか、危険な方向に進んでいることは客観的事実であって、三島証人がこれを知らない筈はなく、そうだとすれば、このような証言は、意図的な嘘と考えるほかない。

また伊方炉の審査において、破滅的大事故である一次系冷却水配管のギロチン破断(LOCA)時における ECCS の機能に関連して、「燃料被覆が著しく破損しないこと」、「核分裂生成物質流出に寄与する燃料の破損被覆の全燃料被覆に占める割合が十分小さいこと」、という基準に適合していると判断されているのであるが、三島証人は原告代理人の反対尋問で、LOCA 時の燃料被覆の破損割合は「多くても4割程度」と答えざるを得なかった。4割も破損してしまうのであれば、上記の基準に違反していることを認めてしまったことになる。そこで、原告代理人の「4割では、基準の十分小さいということになるのですか」との質問に対し、慌てて「満たすと思えます」とか細い声で言い張ろうとしたが、すかさず「では基準の十分小さいとはどのくらいまでをおっしゃるのですか」とたたみかけられて、遂に絶句してしまった。わが国の原子炉燃料関係の最高権威者といわれていた三島証人の口から、肝心なめの燃料棒の安全審査が基準に適合しないままに胡麻化されていたことを聞いた原告らは、いまさらのように、安全審査のずさんさに呆れ返り、怒りをあらたにしたことはいうまでもない。

黒川良康証人にいたっては、どうして証人として出廷することになったか、まことに不思議と言うほかない。トリチウムの半減期は何年か、と聞

かれても、「そういうものは本を見ればわかりますんで、覚えておりません」と平然と答え、自分がトリチウム研究会のメンバーに属していることさえ忘れてしまっているようであった。

主尋問のとき証言した「300レム以下の被曝では、治療しなくても治る」という、でたらめな話の根拠を聞かれた黒川証人は、「アンドリュースに聞いた話」とあいまいな説明をするだけであり、そのアンドリュースの著書の中に「300レムの被曝を受けると、30日以内に半分の人が死亡する」と記載されているが」と質問されても平然と、「そうした報告は前からまとめられていることは知っています」と答えるだけで、自分の証言との矛盾には、なんの説明も加えない無神経さなのである。そして同証人によれば、放射線被曝を受けた者に対して、「心配しなくても良いんだよ」といってやる精神的治療法(?)が、「非常に役立つ」とさえいっているのである。このような人が国の「放射線障害の防止に関する技術的基準等に関する調査審議」に関与しているのであるから、まことに恐ろしいことといわなければならない。

以上は紙面の制約上、被告側証人の証言記録の中からごく一部を任意に抽出しただけであるが、他の証人の証言の様子もこれと大同小異であり、被告がいう専門家とは、原告ら住民や国民の安全を第一に考えるのではなく、政府や電力会社の言いなりになって、機械的に安全のスタンプを押すロボットにほかならず、証人調べを通じて、伊方原子力発電所の安全審査がいかにずさんなものであったかが明らかにされた。

4. 訴訟における被告の対応

被告は、伊方訴訟が提起された当時に、堂々とこれを受けて立ち裁判で積極的に原子力発電所の安全性を明らかにする、との方針をジャーナリズム等に明らかにしていたが、たよとする専門家証人の証言の欺瞞性や矛盾が、つぎつぎに法廷で明らかにされるにつれ、当初の意気ごみはどこへやら、もっぱら「エネルギー危機」の桐喝で裁判所を脅したり、小手先の法律論で裁判所が真正面から伊方原子力発電所の危険性の問題に取組もう

とするのを妨害する作戦に転換したようである。「当事者適格」すなわち、原告らにはこの裁判を起こす利益がなく、判決は内容に入らず「門前払い」であるべきである、という主張がなされたのは、証人調べもほとんど終りに近づいた1977年5月のことである。当事者適格なしとの主張は、それが認められれば、内容についての証拠調べなしに文字通り「門前払い」で訴えが却下されることになるので、裁判手続の冒頭でなされるのが当然であるが、この時点で被告が慌ててこのような主張を持ち出してきたこと自体が、訴訟審理の過程で、被告がいかに裁判の成り行きに自信を失っているかを、明白に物語っているのである。しかも、原告らが訴える利益がないのは、原告の主張はただ抽象的、一般的な不安や心配にすぎないものであるから、というのがその理由である。しかし、これは原告らに現実の被害がなければ訴訟での救済を受けてはならないというのに等しい。もし大事故が起こったあとでは、とり返しつかないのであり、そもそも「安全審査」は住民らへの被害を防ぐためのものであったはずである。また、原子力発電所の運転によって、日常的に原告らの頭上に降りそそぎ、山野や海水を汚染する放射能は、なんらの被害を原告に与えることはないというのであろうか。このような被告の主張はまったくの屁理くつである。ちなみに、西ドイツでは「事故の確率がどのように小さいものであっても、もし事故が起これば住民や国土にはかり知れない惨事をもたらす以上、危険な原子力発電所の建設は許されない。」との判決が1977年3月にフライブルグ裁判所で出されている。

被告はまた、本件の訴訟の内容になっていることがら、高度に専門技術的な性格を有しているので、行政庁の裁量処分に属し、裁判所の判断になじむものでない、という意味の主張を「当事者適格」の問題と並べて持ち出してきた。しかし、原告ら周辺住民の生命、身体に危険がおよぶかどうかの問題を、行政庁が「裁量」で決めることができるものではない。この主張はこれまで各地の裁判所が、公害訴訟などにおいて、積極的に技術的専門領域に取組んできた姿勢を崩すための、被

告側から裁判所に向けられた「怠け者への誘惑」にはかならない。被告がいうところの高度の「専門技術性」も、素人の弁護士によつてたのみの「専門家」が、つぎつぎと沈没させられ、「安全審査」の欺瞞的な姿が法廷で明らかになったあとでは、弱気な逃げ口上として、なんとも空しくひびくだけである。

伊方原子力発電所の安全性についての主張に自信が持てなくなった被告が考へつた、もう一つの逃げ道は、「リスク・ベネフィット安全論」という理くつである。これは「社会通念としての安全は、たとえ危険性があつたとしても、そのものから社会が受ける利益とのバランスにおいて、社会が容認し得る程度以上の損害を発生させることなく、そのものの機能が發揮できるようなものであれば、安全とみるべきである」という主張である。

しかし、「利益」とのバランスにおいて「危険」を受け容れさせようという主張は、危険による侵害の対象が、生命や健康である場合には許されない。もともと各人の同意なしに他人が生命や健康を他の目的や利益獲得の犠牲とすることを否定するのが、近代法の基本原則である。「利益と危険のバランス」と抽象的に表現したところで、もともと「利益」とは極めてあいまいかつ非定量的な概念であり、どのくらいの「利益」が、何人の生命や健康の破壊や、その危険と釣り合うのかを測定し得るバランス目盛りは不明であり、このようなバランスは成立し得ないのである。

しかも、しばしば言われるように、利益と損害の帰属が同一人でない、本件のような原子力発電所の建設運転と原告ら住民との関係においては、このようなバランス論の成立する余地はまったくない。

被告は原子力発電所からの「利益」を「エネルギー危機」の問題と結びつけようと懸命であるが、エネルギー危機・石油渇渴の具体的根拠について、まったく説明ができないままである。

現在、わが国で消費される石油のうち、発電用に使われるのは約20%であり、計画では、そのまた10%程度を、原子力に置きかえようとして

いるだけであるから、かりに、石油危機が百歩ゆずって本当だとしても、わずか2%の石油の節約で、国民は原子力発電所の危険を防ぐことができるのである。しかも原子力発電のシステムは、それにつき込むエネルギーの総量が、それから産出されるエネルギーの量を大幅に上回り、エネルギー危機解決の救世主どころか、エネルギーの損失をいたずらに増大させるだけの、殺潰しにしかすぎない、というエネルギー収支の観点からの正当な反対論が投げかけられているのである。それに加えて、わが国の1972年度の原子力発電所の設備利用率が、40%を割っている現実がある。被告がいうように「長い実用化の歴史」ののちにも、このような長期の運転停止が必要とされ、利用率を下げなければ危険で、とうてい運転を続けることができない原子力発電所は、そのことだけでも、技術の本質的欠陥とその破綻を明らかに示しているのである。

5. 裁判所は国民の信頼と期待に答え得るか

伊方訴訟が係属した松山地方裁判所民事第1部は、当初渡辺一雄裁判官を裁判長として審理を開始したが、第6回口頭弁論期日以降は村上悦雄裁判長に交替した。

ところで、伊方訴訟の場合のように、企業活動や行政作用が地域住民に対し恒常的に与える危険や被害の除去・防止をめぐる、企業や行政主体と地域住民との間に生じる争訟においては、証拠は国や企業の側だけが保有して、住民の手中にないことが多い。「当事者対等の原則」を実質的なものとするためには、強制的に資料を法廷に提出させなければならない。そのために、文書提出命令が民事訴訟法に定められている。しかし、従来この制度は、形式的な法律解釈の限界や企業秘密の枠にしばられて、住民の武器としての十分な機能を発揮していなかった。ところが裁判所は、原告らの申立てる文書のほとんどすべてに対する提出命令を認めた。これを不服とした被告は、高松高等裁判所に抗告し、その不服理由のなかで「企業秘密」や「公務員の秘密保持の要請」などを主張して抵抗したが、高松高裁はこれを却けた。

高松高裁の判断の理由は当然のことながら、「公務員の秘密は、それを公表することで国家の利益、又は公共の福祉に重大な損失、又は不利益を及ぼすような秘密をいうものと解すべきところ、原告人(被告)主張の文書が、その主張のごとく企業秘密に属するものであり、かつ原告人がこれを公表しない前提で提出させたものであるにしても、これを公表することは利潤の追求を主目的とした一企業の運営に関する秘密が公表されるに止まるものであって、国家の利益又は公共の福祉に重大な損害又は不利益を及ぼすものとは考え難いし、また、企業がその業務を遂行する上で行政庁の許可を得る必要が生じ、自己の利益に右許可を得るべく、その参考に資するために行政庁に一定の資料を提出しておきながら、その後第三者が右許可処分の取消を求める訴訟において企業秘密を理由に、企業や企業との契約により秘密義務を負担した行政庁が、右資料の公表を拒否することは、公平の原則、信義の原則上許されないと解するのが相当である……」という明快なものであった。

被告は、裁判所から提出命令を受けた文書の一部について、ついに企業秘密を楯にとって裁判の終結までその提出を拒否し、およそ、常に法の遵守を国民に説いてきた自分の立場を平然と踏みこじる不当な態度をとり続けた。しかしそれ以外の提出された文書からも、伊方原子力発電所の危険性や安全審査のでたらめさが明らかにされた。そしてこのことはこのような裁判において、文書提出命令が重要な意義をもつことをあらためて、われわれに認識させると同時に、伊方の文書提出命令が、今後の同種の裁判において、住民にとって、きわめて有意義な先例になるものであることを示しているのである。

ところが、この村上裁判長が、原告らに何らの予告や通知もなく、まったく突然に1977年3月末日を以て、もとの名古屋高等裁判所に転勤させられてしまい、しかも村上裁判長だけではなく、左陪席の裁判官も松山地裁内部の移動で転属させられるという事態が発生した。民事合議部は3人構成であるので、これまで審理にあたってきた裁判官3人のうち2人までが交替させられてしまっ

たのである。村上裁判長はその在任中にほとんどの調人調べを済ませ、また原子力発電所の現場検証も実施した裁判官なのである。どのような裁判官があらたに任命されても、証言調書等によって、それまでの証拠調べの結果を読むことができるだけで、原告側の証人たちがいかに確信に満ちた態度で証言し、法廷にある人すべての心を動かしただか、被告側の証人たちが、どのように弱々しく、自信のない態度で証言し、原告代理人らにやりこめられて、しどろもどろになって法廷の失笑と不信を買ったか、という生きた法廷の有様を感じ得ることはできない。そして、なによりも、村上裁判長が被告に不利な「文書提出命令」を認めた裁判官であり、かねてから「科学的問題は謙虚に学び、法規のおよばないところは物事の条理によって判断する」という態度を明確にしていただけに、この裁判官の突然の交替には疑惑の影がつきまとうといわざるを得ない。

しかも、後任の植村秀三裁判官は、前橋地裁在任当時に、安中カドミウム中毒公害事件を担当していたとき、原告達が多数で訴状を提出しようとして裁判所におもむいたとき、自分でバリケード造りの先頭に立ったり、強圧的な訴訟指揮で、原告らから忌避の申立てをされた人物との由である。原告らがこのような裁判官の交替を、司法行政に名をかりた、なりふりかまわぬ裁判つぶしであると直感し、「裁判官には転勤があるが、原発の被害を受ける、われらには転勤はない」と反発し、これに抗議したのも当然である。

後任の植村裁判官は、着任後一度ならず二度までも、腰痛を理由に裁判期日を一方的に取消した。伊方原子力発電所の営業運転が間近に迫り、それまでに結審することを前提として進められてきた裁判が、こうした裁判官の交替や、病気を理由とする期日の取消によって、そのスケジュールが大幅に狂わされ、裁判所は結果として、既成事実の積み上げに手をかけたことになる。

原告代理人らは、このような裁判官の交替は名目のいかに問わず、裁判に対する国民の信頼をいちじるしく傷つけるものであるととらえ、裁判所に抗議するとともに、村上裁判長と陪席裁判官

をすみやかに復帰させる司法行政上の措置をとるよう最高裁をはじめ関係各裁判所に申し入れた。

結局、こうした裁判長の交替をめぐる混乱は、最高裁が植村裁判官を病気を理由に東京高裁に転勤させ、あらたに柏木賢吉裁判官を名古屋高裁から赴任させ、陪席の岡部信也裁判官は従前どおり伊方訴訟の審理を担当させることを松山地裁が決定して一応の結着をみたが、此の間ほぼ4ヶ月間の貴重な時間が空費させられてしまったのである。

原告らが血の涙を流す思いで真剣にたたかってきた、このような重大な裁判で、結審まぎわに裁判所の過半数の裁判官の首をすげ替えようとするやり方は、原告らや国民をまったく馬鹿にしたやり方であり、裁判所がどのようにもっともらしい理由を並べようとも、原告らは、それが原告らが積み重ねてきた、それまでの審理の成果を無にしようとする、企業やその願使に甘んじる政府の策謀の一つであると感じ、少くとも、裁判所のこの裁判に取組む姿勢に失望し、裁判所に対する信頼をいちじるしく傷つけられたことは否定できない事実であった。それだけに、柏木裁判長らは原子力発電所の危険性を十分に究明し、あらゆる圧力に屈することなくその良心に従い、公正な裁判をして、裁判所に対する国民の信頼を回復する責務は一層大きいのである。原告らは、川口寛之団長が病気をおしての本人尋問で述べたように、「裁判が公正になされるかぎり決して敗れるものではないことを確信している」のである。

6. 伊方の原告たち

本件の原子力発電所が建設される伊方町は、四国西端において豊予海峡に大きく突き出した佐田岬半島の根本に位置し、住民のほとんどは有名な伊予密柑の栽培を中心として農業を営んでいる人口9,300人の小さな町であり、発電所はその瀬戸内側である伊予灘に面して建設されている。四電はそれ以前に計画した北宇和郡津島町が、住民の激しい反対運動でつぶされた経験に学び、伊方町では町当局をだき込みこれを手先にして隠密裡に事を進めた。用地買収のやり方も乱暴きわまるものであり、それが原子力発電所のためのものであ

ることを明らかにせず、「発電所敷地のボーリング調査のためだけの承諾印である」とか「仮契約なので売るのがいやならいつでも取消せる」などと地主たちをだまし、また主人の反対が強硬なので事情に疎い留守番の老人に押印させるような卑劣なことまでもやったのである。

住民らは1969年10月「伊方町原発反対共闘委員会」を結成し、考えられるあらゆる運動を展開しつつ現在に至っている。本件の訴訟は上記の共闘委員会のメンバーのほか、八幡浜市、西宇和郡一円の反対住民の連合組織である伊方原発反対八西連絡協議会の構成員を原告として提起されたものである。当初は県や町当局、四電等の余りに住民を馬鹿にした理不尽なやり方に対する正当な怒りに発した運動が、学習を深め、行動が積み重ねられるにつれ、原子力発電所の正体を見抜き、それがこの世に決して存在を許してはならない危険な存在であることにますます確信を強めている。

原告らはまた原子力発電所について、驚くべき知識の持主であり、しばしば「御用学者」たちを

やり込めて撃退してしまうのである。脅迫や誘惑、あらゆる策謀をはね返し、永く苛酷なたたかいを続けて行くことが、閉鎖的とかく「長いものには巻かれろ」の意識が支配している此の地方の住民たちにとってどのように重苦しいものであるかを考えるだけでも、その強い信念と強じんな意思力には頭が下る思いである。

原告らは、自分たちが護ろうとしているものは、ただに自分たちの生命・健康の安全だけではなく、広く日本国民や人類の未来であることを強く自覚しながら今日も頑張っているのである。原子力発電所が提起する問題は、その射程距離は遠く、またわれわれの心の底に深くつき刺さる。

伊方訴訟の判決は1978年4月25日午前10時、松山地方裁判所で言渡される。

参考文献

伊方原発訴訟弁護団作成にかかる原告準備書面12、および13上下その他の訴訟記録書類

(ふじた かずよし・伊方原発訴訟弁護団)